

高浜発電所 3号機、4号機、  
大飯発電所 3号機、4号機の  
保安規定変更認可申請の概要について  
【有毒ガスに関する規則改正】

関西電力株式会社

2020年2月6日



1. 保安規定審査基準の改正について
2. 保安規定への反映について

平成29年4月5日の第1回原子力規制委員会にて、保安規定審査基準※<sup>1</sup>を含む有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正が決定され、5月1日に施行された。保安規定審査基準の改正は、以下のとおり、有毒ガス発生時に講ずべき措置、重大事故等の対応における発生した有毒ガスから運転員等の防護について、保安規定に定めることが要求された。

- ・実用炉規則第92条第1項第9号

- 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。

- ・実用炉規則第92条第1項第22号

- S A 時の体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。（略）

- 5. S A 時の発電用原子炉施設の保全のため活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。（略）

- 5. 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。（以下略）

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

## 2. 保安規定への反映について（1 / 2）

有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を踏まえ、設置変更許可申請、工事計画認可申請にて規定した事項について、運転段階で遵守すべき活動を保安規定に規定する。

なお、保安規定への記載については、保安規定変更に係る基本方針（平成26年4月24日作成、平成30年9月20日最終改正）に基づき、反映することとする。

高浜発電所原子炉施設保安規定	令和元年12月26日 変更認可申請 (令和2年1月30日 補正)
大飯発電所原子炉施設保安規定	令和2年1月30日 変更認可申請

### 有毒ガス防護に係る 運転段階で遵守すべき活動 (設置変更許可申請、工事計画認可申請より)

- ① 固定源、可動源の影響評価  
(固定源に対しては有毒ガス濃度が基準値を下回ることを確認)
- ② 固定源からの防護対策を不要とする評価条件の維持管理  
(防液堤等の保守管理・運用管理)
- ③ 可動源からの防護対策  
(立会人の随行、通信連絡、空調系隔離、防護具着用、終息活動等)
- ④ 予期せぬ有毒ガス発生時の防護対策  
(通信連絡、防護具の着用、防護具のバックアップ体制整備)

### 保安規定への反映概要

#### 第18条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備) **【新規】** (記載概要)

- ・安全・防災室長は、添付2に従った計画を作成し、各課(室)長は計画に従った活動を行う。
- ・安全・防災室長等は、計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

#### 添付2 (火災、溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準)

##### 7. 有毒ガス **【追加】**

7. 1 要員の配置
7. 2 教育訓練の実施
7. 3 資機材の配備
7. 4 手順書の整備

(①、②、③を規定)

7. 5 定期的な評価
7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

#### 第18条の5 (SA発生時の体制の整備) **【既存】** (記載概要)

- ・安全・防災室長は、添付3に従った計画を作成し、各課(室)長は計画に従った活動を行う。
- ・安全・防災室長等は、計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

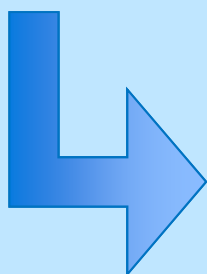
#### 添付3 (SA、大規模損壊対応に係る実施基準)

1. 重大事故等対策
1. 3 手順書の整備  
(③、④を規定) **【追加】**

### ○ その他関連箇所への反映

有毒ガス対応の活動について、  
 第18条の3の2 および 添付2  
 第18条の3 および 添付3  
 に反映したことに関連し、次の条文も一部変更する。

(注：条文番号は高浜例)



第3章 保安管理 体制	第5条（保安に関する職務） ・有毒ガス対応の職務を明記。
	第8条（原子力発電安全運営委員会） ・有毒ガス対応の社内標準制改正時の付議事項追加。
	第10条（原子炉主任技術者の職務等） ・有毒ガス発生時の措置の確認を追加。
第4章 運転管理	第15条（運転管理に関する社内標準の作成） ・有毒ガス対応の社内標準制定を追加。
	第18条（火災発生時の体制の整備） 第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備） 第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） 第18条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備） ・有毒ガス対応を添付2追加に伴う添付2名称の変更。
第10章 保安教育	第131条（所員への保安教育） 第132条（請負会社従業員への保安教育） ・非常時の措置に係る教育について、有毒ガス対応を追加。